

規 則

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第五号

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則（令和五年埼玉県教育委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

様式第一号、様式第十四号及び様式第二十二号中「□稱細和濁辭和濁味罪」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。